



鳥取県公報

平成17年3月4日(金)
第7666号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (120) (福祉保健課)	1
	生活保護法による診療所及び薬局の廃止の届出 (121) (")	1
	生活保護法による介護機関の指定 (122) (")	2
	救急病院等の認定 (123) (医務薬事課)	2
	大規模小売店舗の新設の届出 (124) (経済交流課)	3
	ブルセラ病検査等の実施 (125) (畜産課)	4
	保安林の指定の解除予定 (126) (森林保全課)	6
	建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等の 一部改正 (127) (管理課)	7
	測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等の 一部改正 (128) (")	7
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課)	8

告 示

鳥取県告示第120号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団根津整形外科医院	米子市西福原六丁目 1 - 28	平成17年 2月 1日
境中央薬局	境港市上道町3317	"
黒坂診療所	日野郡日野町黒坂1243 - 1	平成17年 2月25日

鳥取県告示第121号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止し

た旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
根津整形外科医院	米子市西福原六丁目1 - 28	平成17年1月31日
境中央薬局	境港市上道町3317	〃

鳥取県告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根55	ショートステイ マグノリア	倉吉市上井町一 丁目2 - 1	短期入所生活介 護	平成17年2月1日
〃	〃	グループホーム マグノリア	〃	痴呆対応型共同 生活介護	〃

鳥取県告示第123号

次の医療機関を救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	平成20年2月19日
鳥取市立病院	鳥取市市場一丁目1	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町252	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029 - 2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714 - 1	〃
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町1031 - 5	〃

国立大学法人鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36 - 1	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17 - 1	〃
労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目 8 - 1	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町 6	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	〃
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目 1 - 46	〃
米子中海病院	米子市彦名町1250	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
医療法人元町病院	境港市上道町1895 - 1	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
キマチ・リハビリテーション医院	西伯郡名和町大字富長755 - 5	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511 - 7	〃

鳥取県告示第124号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ境港
境港市竹内団地280
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
大和工商リース株式会社 代表取締役社長 梶本六夫
大阪市中央区農人橋二丁目 1 - 36
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
松川商事株式会社 代表取締役 松川俊友
米子市両三柳2366 - 4
株式会社マナ・ティー 代表取締役 山本学
広島市安佐南区緑井四丁目30 - 20
映クラ株式会社 代表取締役 山西侑育
福山市引野町三丁目28 - 14
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年10月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,333.75㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり

- イ 収容台数 441台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 30台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 面積 81.88㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 8の書類に記載のとおり
 - イ 容量 66.45㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 松川商事株式会社 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後12時
 - 株式会社マナ・ティー 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
 - 映クラ株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 5か所
 - イ 位置 8の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 松川商事株式会社 午前10時から午後5時まで
 - 株式会社マナ・ティー 午前9時から午前10時まで
 - 映クラ株式会社 午前9時から午後3時まで
- 7 届出年月日
平成17年2月18日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間
平成17年3月4日から4月間
- 10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部総合事務所県民局
境港市上道町3000
境港市役所産業環境部通商課
- 11 意見書の提出
境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に知事に、意見書を提出することができる。

鳥取県告示第125号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蛆病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝染性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蛆病及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成16年11月1日市町村合併前の八頭郡用瀬町若しくは気高郡気高町若しくは鹿野町、倉吉市、八頭郡八東町若しくは智頭町、同年10月1日町村合併の東伯郡羽合町、東伯郡北条町、西伯郡中山町又は日野郡日野町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成17年4月1日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村、八頭郡用瀬町若しくは佐治村若しくは気高郡気高町若しくは鹿野町、倉吉市、八頭郡郡家町、八東町、若桜町若しくは智頭町、同年10月1日町村合併前の東伯郡羽合町若しくは泊村、東伯郡関金町若しくは北条町、同年9月1日町合併前の東伯郡赤碕町、西伯郡名和町若しくは中山町又は日野郡日南町、日野町若しくは江府町の区域において飼育しているものに限る。）

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの（アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。）

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成17年4月1日以降に放牧するもの

オ 平成17年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (2)に掲げる牛

イ ヨーネ病発生区域から搾乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 腐蛆病検査

みつばち

(9) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 実施の期日

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(エライザ法)又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(5) 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

(6) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(7) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

ひな白痢急速凝集反応

(8) 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

(9) 鶏マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第126号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字鳥越字下淵坂下タ949の5・字中淵954の1・大字洗井字南谷上2029の19・字口ノ谷東側2030の3・2030の11・2030の12(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、2030の13、字登り立山2031の4・2031の7・2031の9(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第127号

平成16年鳥取県告示第878号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成17年3月7日から施行する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
2 申請手続 (1) 提出書類 ア 平成17・18年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）、入札参加資格希望票（様式第2号）及び次に掲げる書類 (ア) 略 (イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。） a～f 略 g <u>法人にあっては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）</u> h 略 イ及びウ 略 (2)～(4) 略	2 申請手続 (1) 提出書類 ア 平成17・18年度鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）、入札参加資格希望票（様式第2号）及び次に掲げる書類 (ア) 略 (イ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。） a～f 略 g 法人にあっては、商業登記簿の謄本（申請日から3月以内に発行されたものに限る。） h 略 イ及びウ 略 (2)～(4) 略

鳥取県告示第128号

平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正し、平成17年3月7日から施行する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
2 申請手続 (1) 提出書類 ア～オ 略 カ 法人にあつては商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては当該個人の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。） キ～コ 略 (2)～(5) 略	2 申請手続 (1) 提出書類 ア～オ 略 カ 法人にあつては商業登記簿の謄本、個人にあつてはその者の住民票の抄本（申請日前3月以内に発行されたものに限る。） キ～コ 略 (2)～(5) 略

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事（多目的広場4工区）
- (2) 工事場所 鳥取市布勢
- (3) 工事内容

本件工事は、県立布勢総合運動公園多目的広場の砂床構造のフィールドに芝（ケンタッキーブルーグラス）を播種し、引渡しの日までスポーツ競技用の芝生グラウンドとして最適な状態となるようその養生を行う工事である。

- (4) 工事の規模、構造等

芝播種 10,447平方メートル

芝生養生 10,447平方メートル

芝刈り、散水、施肥、薬剤散布、目砂散布、エアレーション（土壌更新作業）、オーバーシード（冬芝の播種）等

- (5) 工 期 平成17年3月から同年9月30日まで

- (6) 予定価格 17,922,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 造園工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又

は特定建設業の許可を受けていること。

- (4) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、造園工事のA級に係るものを有すること。
- (5) 平成17年3月4日（金）から同月11日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成16年4月1日（木）から平成17年3月11日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成7年度以降に業務が完了している、5,000平方メートル以上にわたって芝の播種又は張芝を行い、6ヶ月以上にわたってその養生を行う工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員としてのものに限る。
- (9) 次に掲げる基準をすべて満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
- ア 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- イ 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の造園施工管理の技術検定に合格した者であること。
- ウ 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の造園施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、造園工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- エ 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者（以下「技術管理者」という。）として同種工事を施工管理した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術管理者として施工管理した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術管理者としてのものに限る。
- (10) 次に掲げる芝生の養生に必要な機械を保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計金額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用していること。
- ア 芝刈り機（リールモア（回転巻刃式芝刈り機）又はロータリーモア（プロペラ回転刃式芝刈り機）で、乗用であるものに限る。）
- イ 肥料散布機
- ウ 動力噴霧機
- エ スーパー（刈りかす等の集積機）

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年3月4日（金）から同11日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただ

し、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年3月4日（金）から同月11日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根元140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（電話番号0857-20-3593）とする。

(2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる者に加え、2の(9)のアに掲げる基準を満たし、かつ、建設業法第

27条第1項の規定により実施される1級の造園施工管理の技術検定に合格した者を専任で配置することを求める。

- (11) 本件工事の施工に当たっては、サッカー競技場その他のスポーツ競技用の芝生グラウンド（砂床構造のものに限る。）の管理を1年以上の期間にわたり実施した経験を有する者1名を、請負契約を締結した日から30日以内に工事場所に配置し、その後本件工事の施工期間中常駐させなければならない。
- (12) 2に掲げる要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年3月4日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事概要

- (1) 工事名 一般国道178号（東浜居組道路）道路改良工事（高架橋下部工2工区）
- (2) 工事場所 岩美郡岩美町大字陸上
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、岩美郡岩美町大字陸上地内の一般国道178号の橋梁りょうの下部工（橋脚）を施工するものである。

(4) 工事概要

橋 脚 H = 23.9 ~ 24.8メートル 2基
場所打ち杭くい L = 15.0 ~ 16.0メートル 30本
工事用道路 一式

- (5) 工 期 着工日から275日間
- (6) 予定価格 260,379,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 2者により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成15年鳥取県告示第442号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）（以下これらを「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- エ 平成17年3月4日（金）から同月14日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- オ 平成16年4月1日（木）から平成17年3月14日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者

を除く。)でないこと。

カ 各構成員が、本件工事に係る入札（以下「本件入札」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。

ウ 平成7年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している次に掲げるすべての工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績（(ア)の工事と(イ)の工事が別個の請負契約による場合を含む。）があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(ア) 高さが15メートル以上の橋台又は橋脚の工事

(イ) 橋台又は橋脚の杭基礎くいの工事

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(ウ) 平成7年度以降に同種工事を元請として施工した者の主任技術者又は監理技術者（以下「技術管理者」という。）として同種工事を施工管理した実績（ウの(ア)の工事と(イ)の工事が別個の請負契約による場合を含む。以下「管理実績」という。）を有する者（ウの(ア)の工事又は(イ)の工事のいずれかの管理実績しかない者を含む。）であること。ただし、共同企業体の構成員の技術管理者としての管理実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術管理者としてのものに限る。

オ エに掲げる者が、ウの(ア)の工事又は(イ)の工事のいずれかの管理実績しかない場合にあっては、その者が有しない方の工事の管理実績（共同企業体の構成員の管理技術者としての管理実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の管理技術者としてのものに限る。）を有する者で、本件工事の施工期間中現場代理人として専任で配置することができるものを有すること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中技術管理者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) (3)のエの(ア)に掲げる基準を満たす者であること。

(イ) 主任技術者にあっては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(ウ) 監理技術者にあっては、(3)のエの(イ)に掲げる基準を満たす者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成17年3月4日（金）から同月14日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年3月4日（金）から同月14日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名するものとする。本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料等が提出されることをもって、提出者に本件入札に参加する意思があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った共同企業体とする。ただし、その共同企業体の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその共同企業体と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の共同企業体のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

- (10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)の工及びオに定める者並びに2の(4)のイに定める者に加え、2の(3)の工の(ア)に定める基準を満たす1級土木施工管理技士を1名専任で配置することを求める。この場合においては、その者が共同企業体のどの構成員に属するかを問わない。
- (11) 技術資料等を提出する共同企業体が1つしかない場合は、本件入札を中止する。